

入札心得書

入札者は、次の事項を遵守して入札すること。

- 1 入札者は、指定された入札の日時及び場所に遅れないように参集しなければならない。
 - 2 入札者は、仕様書、現物、見本等を熟覧し、自己の氏名及び必要事項を表記した封筒に所定の様式の入札書を入れて提出すること。
 - 3 代理人が入札に参加する場合は、入札をする権限を有する者の委任する委任状を携行し、入札開始の前に提出しなければならない。
 - 4 入札者は一旦提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。
 - 5 無効入札の主なものは、次のとおり
 - (1) 入札に参加する資格のない者のした入札、又は代理権の確認を受けない代理人の行った入札
 - (2) 入札書の記載事項のうち入札金額、入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札
 - (3) 入札書に記名押印がない入札
 - (4) 1つの入札者又はその代理人が同一事項について2以上の入札をしたときは、その全部の入札
 - (5) 他人を脅迫し、その他不正の行為によってした入札
 - (6) 入札に関する条件に違反した入札
 - (7) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正の行為をしたと認めるときは全部の入札
- 以上の入札の効力は入札執行職員が決定する。この場合、当該入札者はその決定に対し異義を申し立てることはできない。
- 6 再入札は行わない。
 - 7 有効な入札を行った者のうち、最低売却価格以上のもので最高の価格で入札した者を落札者とする。なお、落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、市が指定した職員にくじを引かせる。
 - 8 入札者は入札執行職員の指示に従って入札しなければならない。

● 入札日に持参するもの

【必ず必要なもの】

- (1) 入札書及び入札書を入れる封筒
- (2) 市有車両購入希望者登録票（本人控）
- (3) 名刺（本人入札の方）または委任状（代理入札の方）

【できるだけあった方がよいもの】（落札後の書類の記載が便利）

- (4) 印鑑（代理の場合は受任者のもの）
- (5) 住所、商号、代表者名等のゴム印